

農業振興地域整備計画変更理由書

1 市町村農業振興地域整備計画を変更することが必要な理由（法第 13 条第 1 項）

該当するもの全てに○を記入

☐	基本方針の変更	☐	農業振興地域の区域の変更	☐	基礎調査の結果	☐	○	経済情勢の変動その他情勢の推移
--------------------------	---------	--------------------------	--------------	--------------------------	---------	--------------------------	---	-----------------

2 農用地利用計画の変更

案件 番号	変更 区分	用途区分 (前→後)			土地の所在・地番			変更理由	根拠法令等 (除外の場合のみ)	備考
						面積(㎡)	うち農地(耕地) 面積(㎡)			
1	除外	農地 (畑)	→	宅地	岩知野字中村 1351 番 1 1349 番 2	247 ㎡ 29 ㎡ 計 276 ㎡	276 ㎡	住宅として利用するため。 申請者は、申請地に建築済みの自宅で母とともに居住している。 申請地については昭和 57 年に農地法第 5 条の許可を受けたが、その際、農振法の除外手続きが取られておらず、現在も農業用施設用地のままであるため今回は正を行うものである。 事業計画の必要性、規模、位置等から、当該地の除外は農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすものではないと判断される。 法第 13 条第 2 項の要件を満たしており、除外はやむを得ないと判断した。	第 13 条第 2 項	

	除外	農地 (畑)	→	宅地	三名字前原 4138 番 1	258 m ²	258 m ²	住宅として利用するため。 申請者は、申請地に建築済みの自宅に居住している。 申請地については平成 10 年 2 月頃に建築されたが、その際、農振法の除外手続きが取られておらず、現在も農業用施設用地のままであるため今回は正を行うものである。 事業計画の必要性、規模、位置等から、当該地の除外は農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすものではないと判断される。 法第 13 条第 2 項の要件を満たしており、除外はやむを得ないと判断した。	第 13 条第 2 項	
--	----	-----------	---	----	-------------------	--------------------	--------------------	--	-------------	--

* 「変更区分」欄には、編入、用途変更、除外のいずれかを記入する。

* 「用途区分」欄には、編入の場合は「編入→〇〇」、用途変更の場合は「〇〇→〇〇」、除外の場合は「〇〇→除外」など変更前後の用途区分を記入する。

* 「うち農地(耕地)面積」欄には、農用地区域内農地から荒廃農地A分類、B分類を除いた面積を記入する。

* 「変更理由」欄には、編入及び用途変更の場合は変更理由を、除外の場合は変更理由及び除外することを適当とした理由を記入する。

* 「根拠法令等」欄には、転用目的の除外は「法第 13 条第 2 項」、農用地区域に含まれない土地の除外は「法第 10 条第 4 項（及び施行令第 8 条第 1 項の該当する号、施行規則第 4 条の 5 第 1 条の該当する号）」、非農地決定・許可不要の開発行為により整備されたもの・基礎調査等の結果により確保不要と判断した土地の除外は「法第 10 条第 3 項非該当」を記入する。

3 農用地利用計画以外の変更

変 更 箇 所	変 更 内 容	変更理由	備 考